

収 支 報 告 書

令和6年分
(令和 年 月 日開催分)

政治団体の区分

☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者
の氏名
公職の種類

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

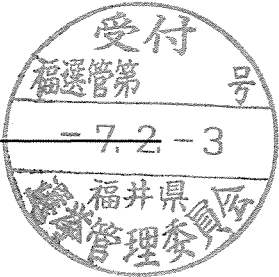
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(ふりがな) しみずかずのりこうえんかい
1 政治団体の名称 清水一徳後援会

2 主たる事務所の所在地 越前市新在家町第11号11番地の1

3 代表者の氏名 五十嵐 康三

4 会計責任者の氏名 加藤 信一



(ふりがな) かとうしんいち
事務担当者の氏名 加藤 信一

連絡先の電話番号 (0778) 42-0766

資金管理団体の指定の有無

☐ 有
☒ 無

公職の種類
資金管理団体
の届出をした
者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

政治団体コード	年分	報告年月日

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				158
(本年の収入額)				7
支 出 総 額				10
翌 年 へ の 繰 越 額				15

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費または会費				
金 額	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附					
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額				備 考
(ア) 個人からの寄附	十億	百万	千	円	
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 (ア + イ)					

(その 6)

(6) そ の 他 の 収 入

行番号	摘 要	金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
1	福岡銀行国庫支店 普通預金 利息				7	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
	こ の ペ ー ジ の 小 計				7	
	1 件 1 0 万 円 未 満 の も の					
	合 計				7	

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金および当座預金を除く。)または貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

(その 20)

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 2月 3日

政 治 団 体 の 名 称 清水一徳後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 加藤 信一



(代表者の氏名は、解散する年の収支報告書にのみ記載すること)

代 表 者 の 氏 名



- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、当該政治団体が解散する場合のみ使用する欄であること。なお、解散に伴う収支報告書を提出する場合、「代表者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。